

「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」の開催について

【設置の目的】

児童家庭相談体制については、児童家庭相談に応じることを市町村の業務として明確にするとともに、都道府県（児童相談所）の役割を専門性を要する困難事例への対応や市町村の後方支援に重点化する改正児童福祉法が本年4月1日に施行されることとなった。

このため、先進地域における取り組みや各地域における取り組みの実態を踏まえつつ、今回の改正の趣旨に沿った地域における児童家庭相談体制のより一層の強化・充実に向けたあり方を展望するため、雇用均等・児童家庭局長の主宰による研究会を開催する。

【主な検討課題（案）】

○都道府県（児童相談所等）における児童家庭相談機能の強化

- ・市町村に対する後方支援
- ・必要な職員体制の確保、専門性の向上
- ・専門機関・職種との連携強化
- ・児童福祉施設、里親との連携・協働
- ・一時保護所のあり方 など

○市町村における児童家庭相談体制の整備

- ・必要な職員体制の確保、専門性の向上
- ・ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）による取り組み
- ・子育て支援サービスの活用による総合的支援の実施 など

○家庭児童相談室（福祉事務所）のあり方

- ・市家庭児童相談室のあり方（市町村児童家庭相談窓口との関係）
- ・都道府県（郡部）家庭児童相談室のあり方（児童相談所、保健所等との関係）

○都道府県（児童相談所等）と市町村との連携の推進

○関係機関との連携の強化

- ・保健所、市町村保健センター、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター等各種相談援助機関との連携
- ・学校、保育所、児童養護施設、里親、医療機関、児童委員等との連携
- ・民間NPO団体等との連携 など

【開催状況および今後の予定】

○第1回 2月2日（水）

- ・青森県の児童家庭相談体制（委員プレゼン）
- ・三重県の児童家庭相談体制（委員プレゼン）
- ・自由討議

○第2回 3月14日（月）

- ・児童相談所から見た児童家庭相談体制および連携上の課題①（主に児童家庭相談体制）

○第3回 4月15日（金）

- ・児童相談所から見た児童家庭相談体制および連携上の課題②（主に関係機関との連携）

○第4回 5月20日（金）

- ・児童相談所から見た児童家庭相談体制および連携上の課題③（主に市町村との連携）

○第5回 6月17日（金）

- ・市町村における取り組み（委員プレゼン）
- ・自由討議

○第6回 7月上中旬

- ・これまでの議論の中間的なまとめ

○第7回 9月上中旬

- ・市町村における児童家庭相談体制（予防的な取り組みを含む）およびネットワーク形成上の課題①

○第8回 10月上中旬

- ・市町村における児童家庭相談体制（予防的な取り組みを含む）およびネットワーク形成上の課題②

○第9回 11月上中旬

- ・報告書の取りまとめ

○第10回 12月上中旬

- ・報告書の取りまとめ（予備日）

今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会名簿

氏名	所属
井上 直美	日本福祉大学心理臨床研究センター
岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所（弁護士）
上廣 正男	三重県中央児童相談所
江成 敏郎	相模原市保健福祉部こども育成課こども家庭センター
小野 元	水巻町児童少年相談センター ほっとステーション
川崎 二三彦	京都府宇治児童相談所
後藤 美津代	愛知県中央里親会（里親）
小林 美智子	大阪府立母子保健総合医療センター
佐藤 定雄	青森県健康福祉部こどもみらい課
菅野 道英	滋賀県彦根子ども家庭相談センター
関根 和夫	埼玉県中央児童相談所
高橋 ゆきえ	横須賀市子育て支援課
濱田 多衛子	光の園
前橋 信和	関西学院大学社会学部
○山縣 文治	大阪市立大学生活科学部

○印：座長

（敬称略）